

全L協保安30第11号
平成30年4月27日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

都市ガスにおける消費機器の再調査に係る通知漏れ等について
(お願い)

標記について、経産省ガス安全室より別紙のとおり注意喚起依頼がありました。

内容は、ガス事業法に基づくガス小売事業者が行うべき消費機器調査について「不適切な事象」が発生したことを受け、日本ガス協会等の関係団体や各産業保安監督部に注意喚起を行うとともに、LPガス販売事業者（又は保安機関）も同様の保安業務を行っていることから、今回発生した事案の周知とともに、同様の事案が発生しないよう保安業務の方法等の再確認、万が一同様な事案が認められた場合には、一般消費者等に対して迅速な対応を行うとともに、所管行政庁に対して事案の報告を行っていただくよう、注意喚起の依頼があったというものです。

なお、上述の「不適切な事象」については、別紙の依頼文及び添付先のホームページの内容によると、都市ガスのガス小売事業者が行う法定の4年に1回以上の消費機器調査において不適合のあった消費者に対し、再調査漏れがあったこと及び通知漏れがあったことです。

詳細は別紙依頼文及び添付先ホームページをご参照ください。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては関係者等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

発信手段：Eメール、保安部：渡辺、片岡

別紙（経産省ガス安全室からの依頼文抜粋）

【注意喚起】ガス小売事業者が行う消費機器の再調査に係る通知漏れ等について

表記のとおり、ガス安全室では、ガス事業法に基づくガス小売事業者が行うべき消費機器の調査について、不適切な事象が発生したことに伴い、日本ガス協会等の関係団体のほか、各産業保安監督部に対して以下のとおり注意喚起を行いました。

LP ガス販売事業者（ないし保安機関）においても同様の保安業務を行っていることから、貴協会におかれましても、傘下の会員等に対し、今回発生した事案の周知とともに、同様の事案が発生しないよう保安業務の方法等の再確認、万が一同様な事案が認められた場合には、一般消費者等に対して迅速な対応を行うとともに、所管行政庁に対して事案の報告を行っていただくよう、注意喚起願いますよう申し上げます。

日頃、ガス安全行政にご理解・ご協力賜りありがとうございます。

さて、ガス事業法に基づき、ガス小売事業者は4年に1回以上、消費機器が技術基準に適合しているかを調査することが定められており、適合していないと判断される場合は、適切な措置をとる旨、需要家に通知することとなっています。また、その通知の日から1月を経過した日以後5月以内に、再調査を行い、改善されていない場合には、以降、年度ごとに1回以上、通知することが定められています。

今般、ガス小売事業者2社から、当該再調査に係る通知等に漏れがあったとの報告がありました。発生した事象の概要については、各社による以下の公表内容を参照下さい。

<4月24日お知らせ>

http://www.tepco.co.jp/ep/notice/news/2018/1487317_8906.html

<4月25日プレスリリース>

https://www.chuden.co.jp/corporate/publicity/pub_release/press/3267812_21432.html

以上を踏まえ、貴協会におかれましては、貴協会傘下の会員及び準会員に対し、今回発生した事案の周知とともに、同様な事案が発生しないよう各社における社内手順の再確認、万が一同様な事案が認められた場合の迅速な顧客対応と関係部局への報告について、注意喚起願いますようお願い申し上げます。